

【取扱い厳重注意】

平成23年9月9日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 三田 浩平

平成23年9月9日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全・保安院企画調整課国際室 坂内 俊洋 国際室長

2 聴取日時

平成23年9月9日午後2時01分から同日午後3時00分まで

3 聴取場所

千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館5階面談室1

4 聴取者

三田主査

※ 複数人で聴取したときは、全員の氏名を記載する。

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

第2 聴取内容

日米協議及び海外からの支援受入調整について
別紙のとおり

第3 特記事項

特になし。

【取扱い厳重注意】

別紙

1 日米協議が開催されるまで

私、坂内俊洋が初めて、米国の政府関係者との会議に参加したのは、海外出張から日本へ戻った3月12日夕方の翌日だったと記憶している。その会議は、外務省で行われ、米国側の参加者は、米国エネルギー省（以下「DOE」という。）専門家複数名とズムワルト公使、日本側からは宮川部長、河相副長官補が参加しており、保安院からは、私と野口首席統括官が参加した。福島第一・第二原子力発電所の状況について、日本側から情報提供するものであった。会議において、私から、保安院のプレスリリース文を使ってプラント状況を説明した。

当時、米国はプラントやモニタリングに係る情報について中々日本から情報が入ってこないことについて、随分フラストレーションがたまっていたように見受けられた。最初の頃の保安院プレスリリース文は、時系列に情報が並んでいるものだったので、私は、予備知識のない方に見て頂いても理解しにくい資料であったと思う。DOEの職員はモニタリング関係の専門家であったし、他の方もプラントについての予備知識がないように見受けられた。

また、

この頃、モニタリング情報は、原子力発電所周辺及び現地対策本部などで観測されている数地点のものしかなかったため、満足な情報が提供できる状況ではなかった。

米国市民に対する50マイルの避難勧告については、米国側から理由説明はなく、私は外務省を経由して米国側へ50マイル退避の理由を質問したが、米国側からは、保守的に評価した結果、福島第一原子力発電所からどのくらいの距離でどのくらいの放射線量になるかを想定して、その結果が50マイルであると回答が返ってきた。保守的の意味について再度質問はしなかったが、私の想像では、1～3号機の原子炉が全て溶融した場合に大気中に飛散する放射性物質の推計量を基にしているのではないかと思う。

翌日、14日に経済産業省において日米の協議を行った日には、米国側からは、13日にも参加していたDOE職員の一部と米国原子力規制委員会（以下「NRC」という。）の職員2名、日本側は、西山審議官、根井審議官、アカホシ米州課長、市川外務省経済局政策課長が参加した。この時、西山審議官は、まだ経済産業省通商政策局の審議官であったが、日米関係の窓口となっていた。これとは別に、14日、官邸で行われた日米の協議については、西山審議官が参加していると思われる。

その他、日米協議の関係については、西山審議官が広報官になった日以後、根井審議官が主担となっており、主に大島統括安全審査官又は原国際室課長補佐が随行している。

正確な時期は覚えていないが、22日より早い随分早い時期に、外務省、長島議員、東京電力の 部長・武藤副社長と、放水・注水関係の機材の提供について、東京電力の会議室で議論したことがある。

東電の支援物資の受け取り調整窓口は決まっており、保安院側では原補佐がやり取りをしている。

【取扱い厳重注意】

2 日米協議について

保安院や JNES も参加し根井審議官が PT 全体をグリップしていた。(各 PT には誰が参加していたかについて、後日被聴取者からメールで連絡を受ける予定。) 政府・東京電力統合対策本部において持っていた問題意識を根井審議官や他の東電の参加者から日米協議において問題提起があり、その問題提起した事項についての対処策などをそれぞれの PT において話し合っていた。PT において話し合われた内容は、必ず次の日米協議の全体会でフィードバックされるようになっていた。

3 韓国の専門家受入れについて

韓国の専門家を JNES に 2 名受け入れているが、これは、Korea Institute of Nuclear Safety (KINS) の職員で、5 月末から 7 月の中旬まで 1 名を、交代でもう 1 名を 7 月の中旬から 8 月末まで受け入れている。韓国からの専門家を受け入れた経緯は、4 月 4 日の汚染水の海洋放出の際に韓国から批判を受けた後に、4 月 18 日、細野補佐官の秘書官であるオザワ秘書官から直接私が連絡を受けたのか直接のきっかけで、その時のオザワ秘書官の話では、在京韓国大使館から官邸(細野補佐官)へ韓国の専門家を JNES に受け入れて欲しい旨要請があったということだった。その後、外務省のコダマ日韓経済室長からも私に対し同様の要請が来た。JNES を指定している理由は、KINS が行政機関をサポートする機関であり、日本における同じような機関が JNES だったからであると思う。

また、Korea Atomic Energy Research Institute (KAERI) から受け入れているようであり、その受入先については、保安院国際室で調整してはいない。受入先はおそらく文部科学省所管 JAEA だと思う。